

令和5年度第9回松江市教育委員会会議事録

日時：令和5年11月22日（水）14：45～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、塩川委員、金津委員、原田委員

事務局：宮廻副教育長、成相副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、教育委員会次長（生涯学習課長）、教育総務課教育指導官、学校管理課長、学校教育課長、発達・教育相談支援センター所長、学校給食課長、図書館事務局長、青少年支援室長、人権男女共同参画課長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日は、大谷委員が所用のため欠席となっている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、教育長を含め教育委員5名中4名の出席で、過半数の出席となっているため、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

本日の会議は報告1件、議案が2件、その他報告が13件となっている。本日、非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それでよろしいか。

○事務局

そのとおりである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会は全て公開とする。

本日も、出席者については説明者など、必要最小限の人数での対応とすることにし
ているため、御理解をいただくよう、よろしく願いをする。

2 会議録署名者の指名（塩川委員、原田委員）

3 報告【1件】

○藤原教育長

本日の報告案件は1件となっている。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【報告第10号 令和6年度松江市立学校教育職員・県費負担事務職員人事異動方針について】

○教育総務課（教育指導官）

議案集の1ページ、2ページを御覧いただきたい。2ページ、1の基本方針として、教職員の人事異動は、学校の教育活動を一層活発にし、本市教育の充実進展に資するため、関係機関との緊密な連携の下、以下の各号により厳正に行うこととなっている。

2つある。読み上げる。1番、小・中・義務教育学校教職員の人事異動については、県教育委員会の人事異動方針をもとに、本市の教育の現状を考慮して内申を作成する。

2番、高等学校教育職員の人事異動については、県教育委員会の人事異動方針も踏まえて行う。

小・中・義務教育学校の運用方針については、2ページの中段、運用方針に掲げる8点としている。これも昨年度と変更している点はないが、説明をする。

1番、異動にあたっては、広域的な視野に立ち、適材を適所に配置し、教職員組織の適正化に努める。2番、規模の異なる学校における教育経験を積むよう配慮し、そのための交流を図る。3番、小・中・義務教育学校の校種を超えた異動を積極的に働きかけ、希望者については、異なる校種での勤務経験が積めるようにする。4番、本市並びに同一校における永年勤続者の交流を進め、特に本市内永年勤続者については、積極的に他市町村との交流を図る。5番、他地域勤務、へき地学校勤務経験のない者は、適切な時期に経験するよう積極的に指導する。6番、教科、男女の比、年齢構成等を考慮し、適切な配置に努める。7番、特別支援教育については、熱意と適格性を有する者の配置に努める。8番、新規採用教員の確保に努める。以上の8点である。

なお、令和6年度も教育職員の配置について、人員の確保等、心配される部分もある。県教育委員会と十分な連携の下に、配置に向けて情報収集・調整を図っていきたいと考えている。

以上、報告する。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○塩川委員

1点だけ。今年度から退職当該者については定年延長ということになっているが、人事異動に関してどのような影響があるのか。それに伴って、60歳を機に辞職をされる方と継続される方がおられると思うのだが、何%ぐらい継続して、何%ぐらい辞職されるのか、もし分かれば、話せる範囲内でよろしく願います。

○教育総務課（教育指導官）

調書が今から出るところであり、正確な数字は把握をしていない。事前の聞き取りや調査によると、やはり一定数の方が辞職を希望しておられ、継続して勤務をされるという方が全てではないと認識をしている。

継続して勤務を希望される方は、従来の再任用を受けられる方より少し数が多いぐ
らいの印象である。今の段階で分かっていることは、そのぐらいである。

○塩川委員

人事異動について、定年延長に伴って、影響、特に大きな変化は何かあるか。

○教育総務課（教育指導官）

大きい変化は今のところ感じていない。結局、従来の再任用の先生方の代わりと言うとおかしいのだが、そこの部分に定年延長の先生が入られるような印象を受けており、これが画期的に人材確保に大きくつながってくるかという、すぐそのようにはならないのではないかと考えている。

○成相副教育長

61歳に定年が延びたからといって、みんなが「61歳まで働かなければ」とは思っていないというのが感触である。

やはり多くの者が60歳を目指してやってきているため、定年延長といわれたからといって、そこまで必ず行かなければという気持ちにはなれないというのが声として聞こえてくる場所である。

○藤原教育長

もう1つ、定年延長になった人と再任用で雇用される人、この処遇の違いを少し簡単に説明してもらいたいのだが。

○教育総務課（教育指導官）

辞職をして新たに任用される方と、定年が延長して引き続き勤務をされる方ということになる。給与の形態は3割減の7割支給ということで、大きくそこについては変わらないのだが、激変緩和措置の影響で、再任用される方のほうが少し処遇が良いような状態がしばらく続くと認識をしている。しかし、大きな差ではないと思っている。

○藤原教育長

それは人生を選択するにあたって、どういうことかという話だが。やはり現実的には再任用される方のほうが少し処遇が良いということになるわけか。

○教育総務課（教育指導官）

わずかな差が出るように聞いている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

定年延長について、毎年延びるという話だと思うが、そこをもう少し詳しく教えてもらいたい。

○教育総務課（教育指導官）

おっしゃるように、今年は61歳が定年の年になる。1年ずつこれが延びてきて、最終的には65歳が定年の年になっていく。ただ、先ほど申し上げたように、60歳の段階で、給料の形態等が変わり、それから管理職の役職定年などもそこで発生して、任用の形が一旦変わるのだが、引き続き勤務をしていただく形で、少しずつ定年の時期

が延びていく。

○原田委員

その間に、先ほどの差がなくなっていくのか。

○教育総務課（教育指導官）

今、再任用の方というのは、65歳までの方が再任用で働いておられるのだが、この方は65歳になるとそこで再任用期間が終わるため、それを暫定再任用と申し上げている。その方たちは順次少なくなってきた、最終的には、全て定年延長の方に切り替わっていくという仕組みである。

○藤原教育長

一般の行政職員は、定年になる半年前くらいに、退職するか、定年延長にするか、希望を聞かれるはずである。退職すると、当たり前だが一旦退職金をもらえる。定年延長するともらえない。もう1年頑張らないといけないということになる。そこに差がある。退職するか、定年延長にするかの選択が自由になっているため、先ほど指導官が言ったように、全部定年延長に切り替わっていくかということ、結果的には多分そうではないと思われる。当分再任用と定年延長が混在するのではないかと思う。

最終的に、この定年延長という制度が本当に教員の確保にプラスになるのかというところが一番の関心事だと思っている。この新しい制度がどのように運用されて、どういう成果が出るのかということはしばらく注目していかなければいけないところだと思っている。

ほかに何かあるか。

○金津委員

その件ではないのだが、運用方針の6番のところで、「教科、男女の比、年齢構成等を考慮し、適切な配置に努める」とあるのだが、基本的に人材不足ではあるとは思いますが、教科で、配置とか何か困っていることがあるのか。それと、年齢構成で、何か穴みたいな世代、そういうところがあったりするのかな、バランス的なことをお聞きできればと思う。

○教育総務課（教育指導官）

やはり技能教科等については不足が大変顕著である。中学校でいえば技術家庭科、美術、音楽。特に音楽の教員は式典などでの演奏でも必要であるため、必ず配置をしなければいけないのだが、この配置に苦慮しており、現在でも同じ教員が複数の学校を兼務するといったようなケースも出ている。

それから、年齢構成で申し上げますと、30代、40代。30代の若いほうは多少充足しているが、中堅どころが大変不足をしており、若い教員が増えてきている。教員文化の伝承というか、伝達のところで少し穴が開いているような感触を受けている。

以上である。

○金津委員

少し意外だったのだが、中堅が不足している感じなのか。そうすると、どういうことが一番困るのか。

○教育総務課（教育指導官）

例えば、学校で中心となるような学年主任だったり、あるいは担任であったり、中核を担うような人員の不足が、今、各学校では顕著に起きているように感じている。

○金津委員

若い人も、頼る人おらず、困ったりする状況なのではないか。

○教育総務課（教育指導官）

そのとおりである。

ロールモデルがなかなか見つけられなかったりとか、あるいは、先ほど申し上げたように、これまで培ってきたような教員文化が十分に伝承できなかつたりというようなことが起こっているように感じている。

○成相副教育長

今のことに付け加えて、中堅どころが欠けると、この先管理職候補がいなくなる、

ということがもう実際に起きている。校長は、教頭が承認されれば校長の人数は足りる。しかし、教頭は試験があるため、その試験を受けようとする中堅どころが本当に足りないので、これをどうしていったら良いのかと、県の教育委員会も頭を悩ませているところである。

○金津委員

私は建設業なのだが、建設業というのは、若い人ほどどんどん減っていく感じなのだが、こういう話をお聞きすると、どこかのバランスが欠けてもいろいろな問題が起きてくるということをつくづく感じた。何とかしていかなければだめなのだが、簡単なことではないと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

その世代の人が少ないというのは、その年代の時に採用が少なかったということなのか。

○教育総務課（教育指導官）

おっしゃるとおり、その年代の採用を大変抑えたことが大きな原因ではないかというように思っている。

○原田委員

そうすると、やはり今の採用も今後に影響してくるところで、その辺りも考えながら、今の先生の配置や採用も考えていかなければいけないということか。

○教育総務課（教育指導官）

そのように考えている。今、退職者が多い一方で、採用試験を受けてくれる人が少なかったりするような状況である。本当は正規職員をたくさん採って、それに対応していくことが必要だと思っているが、この後子供たちが減っていったり、年齢構成の

バランスが崩れていったりすることを踏まえて、県は採用の抑制をして講師で対応していこうとしているのではないかというように想像はされている。

ただ、緊急事態というか、すごく難しい状況が生まれているため、何とかここは工夫して突破していかなければいけないのではないかと考えている。

○成相副教育長

今、県教委が盛んにやっている特例任用や経験者枠任用というのは、採用定員が数名しかなかった中堅どころで、何年講師をやっても採用試験に通らなかった人たちが、都会で教員をしていたりするのだが、その人たちに「帰って来ないか」と声を掛けているのが経験者採用であったり、特例任用だったりというところである。

○原田委員

島根県以外には人がいるというか、その年代の人たちがいるということか。全国的にその年代が少ないわけではなく、島根が採ることをしなかったから島根が少ないということか。

○成相副教育長

これは多分どこもそうだと思うのだが、どの世代よりも50代が多い。そうすると、全体のバランスを考えたときに採れなかったというのが実際のところで、それは全国的に似ている傾向ではないかと思っている。

○原田委員

全国的に中堅どころが欲しいということか。

○成相副教育長

そのとおりだと思う。

○原田委員

先ほどの話で、中堅どころの年代がない弊害は何かみたいな話だったのだが、私の子供の学校に行って先生たちを見ている限りだと、やはりその年代の先生たちに負

担がすごくかかっており、その年代の先生たちが倒れるという感じのことを今まで見てきたため、やはり仲間のいない年代というのは1人になりがちであり、抱え込みがちであり、仲間の少ない世代のところのフォローが必要だと感じている。

以上である。

○藤原教育長

結局、高度成長時代に子供がすごく増えるところで、大量の先生を採用したわけである。そして今、その人たちが大量に退職に向かっているため、たくさん採った分だけ、その下の世代は穴が空くという、そういう図式である。

市役所などは、その少ない世代を埋めるために、年代を特定して採用するというやり方をして、中堅どころを埋めていっているわけである。ただし、教員の世界は全体が不足しており、そういうことを言っているわけにはいかず、年齢制限なしで採用しているので、結局同じ図式が変わらないというのが現状である。

それから、全国の年齢構成のデータというのがあり、自治体で違う。県によって著しく違う。島根県の今のパターンは多い部類ではあるのだが、結構全国的には格差がある。

国は採用試験の前倒しを奨めている。みんなが一緒に前倒しをすれば同じことであるが、国は人材を確保するため、そういうことを奨励しておられる。

ただし、なかなか年齢バランスを是正していくのは、どの組織でもやはり難しい課題であるため、今はなかなか妙手がないというのが実態ではないかと思っている。

それでは、報告第10号については以上とする。

4 議事【議案2件】

○藤原教育長

本日、議案が2件提出されている。

事務局より説明をお願いします。

【議第23号 令和5年度松江市一般会計補正予算（第6号）（教育予算）の調製依頼について】

○教育総務課

議案は3ページからである。この度市長に調製依頼する補正予算について、主なものについて説明する。

議案5ページに概要を掲載している。歳出の件数で申し上げますと、(1)施設整備に関するものが13件、(2)エネルギー価格高騰対策に関するものが1件、次に6ページだが、(3)その他は、職員人件費に関するものが4件、(4)国の補正予算に呼応し、令和4年度2月補正予算に計上し、繰越予算で事業実施をすることとしたため、当初予算を減額するものが4件と、そのほかに債務負担行為を設定するものが5件である。

初めに、歳出について説明する。議案は11ページをお開きいただきたい。

ページの一番下のところに、少し小さい字で記載しているが、細目名にアスタリスクを付けているものは、国の補正予算に呼応し繰越予算で対応するために、令和5年度当初予算を減額するものである。これに該当するのは、9ページの⑥、10ページの⑧、⑬、⑮である。

それでは、9ページにお戻りいただき、項目ごとに説明をさせていただく。まず、①の職員人件費については、前年度末の退職や今年度における採用、人事異動等による補正である。以下の各項の職員人件費も同様であるため、説明は省かせていただく。

②・③は特別支援学級整備事業費である。これは令和6年度に特別支援学級を新設・増設する小学校・中学校に備品等を整備するものである。

④消防設備改修事業費は、落雷により故障した八束学園の消防設備の改修を行うものである。

⑤プール改修事業費は、老朽化により破損が生じた川津小学校、島根小学校、法吉小学校のプールの改修を行うものである。

⑦トイレ改修事業費は、佐太小学校のトイレ改修で、当初計画より改修内容が変更になったことによる事業費の増額と、その上の⑥の国の令和4年度補正予算に呼応して令和4年度繰越予算において事業を実施するための5年度当初予算の減額で、増減合わせて補正額は4,524万5,000円の減額である。

続いて、10ページを御覧いただきたい。⑨の空調改修事業費は、不具合が生じている島根小、美保関小、出雲郷小の令和6年度分の工事の設計を前倒して実施するための増額と、⑧の先ほどから申し上げている令和5年度当初予算の減額で、増減合わせて補正額は6,611万7,000円の減額である。

⑩特別支援学級整備事業費は、令和6年度に小学校に新設・増設する特別支援学級

の施設整備費である。

⑪学校施設整備維持補修費は、川津小学校の排水設備に不具合が生じたため、改修を行うものである。

⑫消防設備改修事業費は、先ほど説明した八束学園の消防設備の改修に要する経費のうち、中学校分に該当するものである。

⑬特別教室空調設備整備事業費は、他校分と一緒に契約していた事業費を面積で案分したところ、島根中学校分が増額になったもので、⑫の減額と増減合わせて補正額は8,459万3,000円の減額である。

⑭特別支援学級整備事業費は、令和6年度に中学校に新設・増設する特別支援学級の施設整備費である。

⑮エネルギー価格高騰対策支援事業費（新型コロナ対策事業）は、燃料費の高騰に対応し、出雲かんべの里の施設管理のための光熱水費の負担を軽減するものである。

⑯八束複合施設改修事業費は、八束公民館ピオニホールの空調設備に不具合が生じたため、改修を行うものである。

⑰竹矢公民館整備事業費は、竹矢公民館の整備計画が変更になったことに伴い、今年度予算を減額するものである。

歳出は以上である。

続いて、7ページの歳入について説明を申し上げる。こちらもアスタリスクを付けた事業は、国の補正予算に呼応し繰越予算で対応するために、令和5年度当初予算を減額するものである。

それ以外のものとして、③は総合文化センター学習室の備品整備等に関するふるさと指定寄附金を受け入れるものである。

④は、落雷の影響により八束学園の消防設備を改修したことに対する共済金を受け入れるものである。

⑦は、川津小学校、島根小学校、法吉小学校のプール改修のための市債を計上するものである。

⑩は、竹矢公民館整備の事業費に充当する予定だった交付金と市債を減額するものである。

⑭は、八束公民館の空調改修費について市債を計上するものである。

歳入は以上である。

次に、12 ページを御覧いただきたい。債務負担行為について説明をする。

①は、令和 6 年度から実施する揖屋小学校校舎改修工事のために設置する仮設校舎について、前もって資材調達を行う必要が生じ、仮設校舎のリース契約を今年度締結するために債務負担行為を設定するものである。

②は、島根スクールバス運行事業で、島根町のスクールバスを令和 6 年度当初から運行するために、今年度中に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものである。

③総合文化センター管理運営事業は、後ほどその他報告(1)で説明するが、総合文化センターの大規模改修が終了し、令和 6 年度から指定管理を行うため、令和 6 年度の指定管理者を今年度指定するために債務負担行為を設定するものである。

④鹿島文化ホール管理運営事業は、これも後ほどその他報告(2)で説明するが、鹿島文化ホールの指定管理が今年度末で期間満了であり、令和 6 年度から 9 年度までの期間の指定管理者を今年度中に指定するために債務負担行為を設定するものである。

⑤松江市西菅田集会所管理運営事業について、これも後ほど議第 24 号にて御審議をいただくが、令和 6 年度の指定管理者を今年度中に指定するために債務負担行為を設定するものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見はあるか。

○原田委員

プールの改修事業費のことなのだが、これだけ改修するということは、今後もきちんとプール授業があるだろうと認識したのだが、各学校でプールの授業というのはまちまちなような気がするのだが、基準はあるのか。

○学校教育課

小学校でも中学校でも水泳の授業を実施するというにはなっている。ただ、具体的に何時間というようなことはなく、学校にプール施設があるところは学校でやっており、ないところは、校外の施設に出てかけ実施している、というような状況であ

る。

○原田委員

最低何時間というのものないということか。

○学校教育課

明確に時数は示されていない。

以上である。

○藤原教育長

学校管理課長、プールの整備計画の方針について、概略を説明していただきたい。

○学校管理課

プールの改修計画については、教育委員会内部で作成している。今のところであるが、躯体が傷んだものについては更新せずに近隣のプール、JSS や県立プール、そういったところを使っている。島根中学校の生徒は、隣の島根小学校でプールを使っており、本庄中学校の生徒は本庄小学校のプールを使っている。今のところはそういう計画で進んでいる。

以上である。

○藤原教育長

したがって、その地域にそこしかないプールはしっかり直すというのが基本方針である。

ほかに何かあるか。

○金津委員

またプールなのだが、躯体が傷んだらもうやめるということなのだが、どのくらい残っているものなのか。私の会社も、ある学校で工事させていただいたときに、傷んでいて、プールをやめて埋めてしまったりしたのだが。どのくらい残っているのか。

○学校管理課

47校の小・中・義務教育学校であるが、当初からプールがないところもちろんある。今現在、躯体が傷んで今後使わないという学校はない。ただ、揖屋小学校は長寿命化計画に基づいて、ここは躯体が傷んでいたため、プールをやめて、来年度は意東小と一部民間のプールを使う予定としている。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、これにて質疑を終結とする。

それでは、お諮りをする。議第23号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第23号は承認された。

【議第24号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】

○人権男女共同参画課

議案の13ページ、14ページをお開きいただきたい。

公の施設の指定管理者の指定に関する議案について、松江市長に調製を依頼するものである。

公の施設の名称は、松江市西菅田集会所である。本施設は、地域における社会教育の振興・充実を図ることを目的に、昭和47年に開設した社会教育施設である。

指定管理者については、松江市菅田町130番地1、西菅田町内会である。

選定方法及び選定理由については、非公募で、その理由は地域住民の利用促進と積極的な運営を図るために、使用頻度が極めて高い当該町内会に管理を委託するのが適当であると判断し、指定管理者として指定するものである。

指定期間については、建物自体が昭和47年に建設されたもので、老朽化していることから、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とするものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について、何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、これにて質疑を終結する。

お諮りをする。議第 24 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 24 号については承認された。

5 その他報告【13 件】

○藤原教育長

本日、その他報告が 13 件提出されている。

まず、(1) と (2)、これは共に文化施設の指定管理者の指定に関する報告案件であるため、一括して説明を受け、質疑応答についても一括で行いたいと思う。

それでは、事務局より一括して説明をお願いします。

【その他報告(1) 指定管理者の指定について(松江市総合文化センター(プラバホール))】

【その他報告(2) 指定管理者の指定について(松江市鹿島文化ホール、松江市鹿島野外音楽堂)】

○生涯学習課

いずれの案件も公設の指定管理者の指定であり、地方自治法において、あらかじめ議会の議決を経なければならないとなっているため、この度の 11 月議会において提案するものである。

議案の 15 ページを御覧いただきたい。松江市総合文化センター(プラバホール)の指定管理者の指定である。

指定管理者は、公益財団法人松江市スポーツ文化振興財団である。

指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間となっている。

こちらに記載はないが、指定の理由である。松江市の総合計画には、「文化力を生かしたまちづくりを実現させる」と明記されており、公共施設であるプラバホールは、その拠点施設となる。

松江市は、令和 3 年 3 月に松江の文化力を生かしたまちづくり条例を制定し、また、

松江市伝統文化振興計画も策定したところである。

それらの理念を的確に実行できる団体は、松江市が教育・スポーツ・文化の振興を行うために設立した当該財団であると判断したものである。

また、併せて、施設を運営していく中で蓄積された企画立案であるとか、営業活動のノウハウ、これらを本市と共有できるという点も非常にメリットが大きいというように判断したものである。

なお、指定管理の期間を1年としているが、この1年とするのは、今まではNPO法人松江音楽協会が指定管理者として指定を受けていたが、本市の指定管理ガイドラインにおいて、非公募により変更したときは、最初は検証期間として1年指定するということがルールとして決まっているため、それに従うものである。

続いて、議案の17ページを御覧いただきたい。鹿島文化ホール及び鹿島野外音楽堂の指定管理者の指定である。

指定管理者はNPO法人かしまである。これまで地域の芸術文化団体、あるいは教育団体などと連携して、地域密着型の事業を確実に実施してこられた、そういった実績から当該団体を指定するものである。

指定の期間は、鹿島文化ホールが令和6年から4年間、鹿島野外音楽堂が令和6年4月から1年間としている。先ほど申し上げた指定管理のガイドラインで、非公募による指定について、最長は4年となっている。そのため、鹿島文化ホールについては、そのルールを適用して4年。

それから、鹿島野外音楽堂については、その横にある鹿島総合体育館と一体的に管理されているため、鹿島総合体育館の指定管理と合わせて考える必要があった。鹿島総合体育館については、今まではNPO法人かしまが非公募で受けていたのだが、御承知のとおり、電気代や燃料代が非常に高騰している反面、利用については非常に低調であることから、指定管理者の指定について検討することとしている。そのため当面1年間は従来どおりNPO法人かしまが指定管理を受けるのだが、その後は来年度の見直しの結果に従い、指定管理者を改めて指定するものである。

そういうことであるので、鹿島野外音楽堂についても同様の取扱いとなるものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、その他報告(1)と(2)については以上とする。

続いて、(3)から(8)までの報告6件については、全て松江市総合文化センターの工事に関する報告案件であるため、説明を一括して受けた後に質疑応答についても一括で行いたいと思う。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【その他報告(3) 議会の委任による専決処分の報告について(松江市総合文化センター大規模改修(建築)工事の請負変更契約)】

【その他報告(4) 議会の委任による専決処分の報告について(松江市総合文化センター大規模改修(電気設備)工事の請負変更契約)】

【その他報告(5) 議会の委任による専決処分の報告について(松江市総合文化センター大規模改修(空気調和設備)工事の請負変更契約)】

【その他報告(6) 議会の委任による専決処分の報告について(松江市総合文化センター大規模改修(電気設備)工事の請負変更契約)】

【その他報告(7) 松江市総合文化センター大規模改修(建築)工事の請負変更契約締結について)】

【その他報告(8) 松江市総合文化センター大規模改修(空気調和設備)工事の請負変更契約締結について)】

○生涯学習課

それでは、私のほうから総合文化センター大規模改修について、議会の委任による専決処分の報告4件と請負変更契約締結の2件を一括して説明させていただく。

議案は19ページから29ページであるが、併せてA4の一枚紙を配っており、それがまとめたものであるので、そちらの補足資料を使って説明させていただく。

まず、こういった大規模工事においては、地方自治法や条例の規定により、工事の予定価格が1億5,000万円以上のものについては、議会の議決に付さなければならないということになっており、補足資料に掲げてある各種工事については、全て議会の議決を既に経ているものである。議会の議決を経た工事については、変更があった際

には必ず議会に報告、あるいは議決を経ることがルールで決まっている。

どういふときが報告で、どういふときが議決かという、変更する金額が1,000万円より上か下かということで判断する。1,000万円以下のものは軽微な変更として、市長が議会に代わって決定することができ、それを議会に報告すれば良いということになっている。一方で、1,000万を超えるものについては議決を経ることになっている。

補足資料の要旨の欄を見ていただくと、各欄の一番下のところに変更金額が記載されている。上4つは1,000万円以下の変更であるため、これは議会に対して報告をするものであり、下2つは1,000万円を超えているため、これは議会の議決を受けるといふ必要があるものである。

上から説明していく。まず、1番上、584万6,500円の増額となる建築工事である。これについては、大ホールの天井裏の鉄骨部分の仕様変更や2階のテラス、新しくつくったのだが、その安全対策を行ったことで増額したものである。

次の297万2,200円の増額となる電気設備工事であるが、これは老朽化した配線の更新、それから労務単価が上がっているため、労務単価の変更である。

それから、3番目、280万5,000円の増額となる空気調和設備工事は、大ホールの天井裏の改修工事に伴うダクトなどの工事である。その工事の増、それから労務単価の変更である。

続いて、真ん中から下のところ、下3件については、いずれもインフレスライド条項に基づく増額変更である。インフレスライド条項についてであるが、現在物価の高騰などにより、建築資材等が大きく上昇しており、ある一定の期間以降の残工事、これについては、その上昇した金額の部材の価格に変更をして、受注された方に損が出ないようにするという条項である。下3件はそれに従っての増額である。

下から3番目であるが、電気設備工事のインフレスライドについては、増額が671万5,500円ということであるので、これは議会への報告となる。

その下、建築工事のインフレスライド部分については、2,297万9,000円の増額であり、これは議会の議決を受けることで、改めて本契約が成立するものとなる。

それから、一番下、空気調和設備工事のインフレスライドについては、2,878万9,200円の増額となっており、こちらも同様に、議決を受けることで本契約の締結が可能となるものである。

変更後の金額などは備考欄の中に書いてあり、それから令和4年7月の最初の契約後の工事費の変遷なども記載しているため、参考にしていただければと思う。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について、一括して質問・意見を承りたいと思う。何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、この6件の報告案件については、以上で終了とさせていただきます。

続いて、(9)と(10)については、学校給食課に係る損害賠償案件であるため、これも一括して説明を受けた後に質疑応答についても一括で行いたいと思う。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【その他報告(9) 議会の委任による専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)】

【その他報告(10) 議会の委任による専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)】

○学校給食課

それでは、その他報告の(9)と(10)の議会の委任による専決処分事項の報告について、2件一括して報告する。

議案は31ページから34ページまでである。専決処分の内容は、いずれも事故による損害賠償の額を定めるものであり、議案の32ページと34ページの専決処分書に記載の2件が発生した。

いずれも発生日時は令和5年9月7日、午後4時ごろ。場所は西川津町にある、二中の奥のところにある、北学校給食センター敷地内の駐車場で事故が発生した。

事故概要であるが、北センターに隣接する松江市の所有地からの倒木により、駐車中の車両2台にそれが接触し、車両の一部を損傷させたものである。

損害賠償の額は、1件目が18万8,036円、2件目は2万5,355円である。

駐車していた車両の所有者は、いずれもセンターでの調理業務の受託事業者の社員であり、業務の終了後、帰宅する際に気付いたということで、センター職員も現場を

確認している。幸いにけが等はなかった。

損害を受けられた方々とは、11月8日に示談が成立しており、賠償額は全額市が加入している保険で対応する。

北センターは、周辺三方が山林になっており、過去にも同様の案件が発生しているため、周辺の低木、あるいは竹などの伐採は自前で行ってきたが、今回、少し奥のほうから木が倒れてきたということで、直ちに森林組合のほうにお願いをし、まずは倒木の撤去、それから、少し広範囲で危険木の有無の確認もしていただいた。現時点では倒木の恐れはないということで意見はいただいているが、引き続き周辺の手入れを行い、再発防止に努めてまいりたいと考えている。

報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。一括して質問・意見を受けたいと思う。いかがか。

○塩川委員

倒木の件であるが、自然災害、風が吹いたとか、そういう原因ではなく、どういう状況で倒れたのか。

○学校給食課

その当時、雨は断続的に降っていた時期ではあるのだが、それが直接的な原因での倒木ではないと考えられる。雨が山の斜面に浸透しており、少し弱っていた木が根こそぎ倒れたということであるので、元々その木の根が弱っていたということが考えられる。木の生命力なども今回チェックを行ったが、結構太い木もあり、根がしっかりしていれば、そう簡単には倒れないと思うが、弱ってきたものがそういった形になる可能性はある、

以上である。

○塩川委員

なかなか予測はできないと思うのだが、日々周辺の点検等をしっかりやっていただければと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、この2件の報告については以上で終了したいと思う。

【その他報告（11） 議会の委任による専決処分¹の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○図書館事務局

議案は35ページと36ページになる。

事故の状況であるが、36ページに記載している。事故発生日時は、令和5年6月10日、午後3時15分ごろである。

事故発生場所は松江市東朝日町151番地、商業施設駐車場内である。

事故の概要である。この日、移動図書館車が商業施設駐車場内で臨時巡回をしていた。臨時巡回が終了し、駐車している場所から車を動かすとき、駐車場の車止めのポールを運転手とは別の職員が上げた際に、穴の蓋を塞ぐのを忘れていたために、気が付かなかった移動図書館車がそこを踏んだことにより、蓋を破損させたものである。

損害賠償の額は6万500円である。

こういった事故がないように、委託先の職員には注意するように日々言っていたのだが、このような事故が起こったことは残念である。今後も気を付けていきたいと思っている。

以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（11）については以上とする。

【その他報告（12） 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る会計検査院からの指摘について】

○学校教育課

資料は 37 ページをお開きいただきたい。

まず、1 の検査対象補助金の概要についてである。今回、会計検査の対象となった補助金は、文部科学省主管、令和元年度から 2 年度にかけて行われた公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助事業で、具体的には、(4) で示した①校内の Wi-Fi 用 LAN 工事、②タブレット用保管庫購入・設置、③Wi-Fi 用機器ライセンス導入・設定、④校内 LAN の Wi-Fi 化設定作業及びサーバーに設定するセキュリティソフト導入・設定の 4 つが対象事業業務であり、島根県を通じて受けた補助金は、事業総額 3 億 1,512 万円の 2 分の 1 にあたる、1 億 5,756 万円であった。

続いて、2 の会計検査の概要であるが、会計実地検査を受けたのは令和 5 年 4 月 19 日で、その際に会計検査院から指摘を受けた事項は次の 2 点であった。

まず、1 点目が、上記の③について、補助対象外の保守費用が含まれていること、上記④について、補助対象外のソフトウェア及び機器の次年度以降のランニング経費が含まれていること、の指摘を受けた。

補助金返還予定額は 752 万 6,000 円となっている。

こうした内容が 10 月 20 日に会計検査院ホームページにて公開され、同日付で文部科学省にも通知されたところである。

3、今後の対応についてであるが、まだ時期は未定であるが、今後、文部科学省から島根県、そして島根県から松江市に対して正式に通知があり、返還が決定する流れとなる。

また、正式通知を受け、令和 6 年 2 月議会に補正予算として上程し、その後、令和 6 年 3 月の、年度末までに返還する予定としている。

4、改善・対策についてである。この度、このような指摘を受けることに至った原因は、まず第一に、国の通知等に対する職員の理解不足に起因するものであったというように判断をしている。

今後、補助金事務に疑義が生じた場合は、速やかに県を通じて国に取扱いについて確認するとともに、併せて他市町村の対応についても情報収集等を徹底し、再発防止を図っていく。

また、本件については、既に課内職員で事例・原因・対策について情報共有等を行ったが、今後はこうした事象が起きないように、職場全体で再発防止対策を徹底してい

く。

報告は以上である。

○藤原教育長

報告が終わった。何か質問や意見はあるか。

○原田委員

そもそも補助金を受けるときに調査というか、中身の精査みたいなことは国はされないのか。そのときに「補助金額が誤っている」といった連絡や、「これは対象外」などといったチェックは入らなかったということなのか。

○学校教育課

国の補助金要綱等があり、県を通じて市のほうにも通知されている。補助金申請の際には、申請書類等を作成し、確認の上、県に提出する。その上で、県のほうでも確認いただいて文部科学省へ提出するという流れとなる。提出をした段階では指摘を受けるようなことはなかったが、この度改めて会計検査を受けて指摘を受けたというような経緯である。

○藤原教育長

文部科学省と会計検査院では立場が違っている。

○原田委員

文科省も申請時点は問題ないと思っていたのか。

○藤原教育長

そういうことである。会計検査院からは、要は単年度の交付金補助金であるため、複数年度にわたった経費は認められないと、ある意味当たり前のことなのだが、こういう指摘を受けたというわけである。それが文科省と会計検査院の見解の相違ということであったわけである。令和4年度の段階で既にこういう指摘を全国で5市が受けて実際に返還しており、令和5年度は更に増えて18市が指摘を受けて返還の対象にな

っているというような状況である。

いずれにしても、こういうことがあってはならないため、より一層チェックをしつかりしていくということの対応になろうかと思っている。

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（12）については以上とする。

【その他報告（13） 令和6年松江市はたちの集いについて】

○青少年支援室

議案の39ページ、40ページを御覧いただきたい。

はたちの集いは、昨年4月の民法改正により、成人年齢の引下げに伴い、成人式から名称を変更し、本年1月に初めて開催したところである。なお、本市では、対象年齢は引き続き20歳としている。

令和6年については、1月7日の日曜日に、くにびきメッセ大展示場で開催する。

令和3年から5年までの開催については、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、午前・午後の分散開催としていたが、今回、国の感染症対策が大きく転換したことから、コロナ前同様に一括開催とするものである。

対象者は、平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれで、10月末時点で本市に住民登録されている方は、1,921人である。

出席者数は、コロナ前の令和2年1月開催のときは、対象者の約8割が出席していたため、今回は約1,600人を想定しているところである。

なお、公募により、今回の対象者が中心となった実行委員会を本年7月に組織し、実行委員8名と事務局が一緒になって、はたちの集いが同窓会、また、地域との交流の場となって、引き続き松江とのつながりを持ち続けていただけるよう、現在、開催に向けて企画等の準備を進めているところである。

教育委員の皆様におかれては、後日、改めて文書で御案内をさせていただく。また、御臨席を賜るようお願い申し上げます。

私からの報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（13）については以上とする。

6 次回教育委員会会議の予定

【令和5年度第10回教育委員会会議】

日時：令和6年1月11日（木）14：00～

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

8 閉会宣言（藤原教育長）